

千葉市公告第32号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月15日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クリエイトS・D千葉小倉台店

所在地 千葉市若葉区小倉台四丁目1018番5

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社クリエイトエス・ディー

代表者の氏名 代表取締役 瀧屋 幸彦

住所 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）クリエイトS・D千葉小倉台店

（変更後）クリエイトS・D千葉小倉台店

（2）大規模小売店舗を設置する者の法人代表者の氏名

（変更前）代表取締役 廣瀬 泰三

（変更後）代表取締役 瀧屋 幸彦

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社クリエイ トエス・ディー	代表取締役 廣瀬 泰三	神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目3番地 2

（変更後）

小売業者		住所	備考
名称	代表者		
株式会社クリエイ トエス・ディー	代表取締役 瀧屋 幸彦	神奈川県横浜市青葉 区荏田西二丁目3番 地2	代表者の変更

4 変更の年月日

- (1) 令和4年8月10日
- (2) (3) 令和5年9月1日

5 変更する理由

- (1) 店舗名が決定したため。
- (2) (3) 代表者変更のため。

6 届出の年月日

令和5年12月21日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和6年1月15日から令和6年5月15日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで